

エコ農業とちぎ推進会議設置要領

(目的)

第1条 環境負荷の軽減は、産業としての責務であり、農業においても「環境保全型農業」を推進してきたが、地球温暖化や生物種の減少等の問題が顕在化しており、環境に配慮した取組を一層推進することが重要である。

このため、本県では、これまでの環境保全型農業に生物多様性の維持・向上とCO₂の排出量削減を加えた総合的な取組を「エコ農業とちぎ」とし、その充実・発展を図るとともに、こうした取組で生産された農産物を応援する運動を展開することとしている。

そこで、エコ農業とちぎの推進方針及びエコ農業を応援する仕組みづくり等を検討するとともに、施策の効果等を検証するため、「エコ農業とちぎ推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項について検討・協議する。

- (1) エコ農業とちぎの推進方針及び施策
- (2) エコ農産物とその見える化制度
- (3) エコ農業とちぎに係る施策の効果の検証
- (4) その他、エコ農業とちぎの推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から農政部長が委嘱する。

- (1) 農業者
- (2) 農業団体
- (3) 消費者
- (4) 流通関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 前5号に掲げる者のほか、農政部長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないこととする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、主宰する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、農政部経営技術課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年10月14日から施行する。